

---

## 平成18年第2回(6月)南丹市議会定例会会議録(第6日)

平成18年6月27日(火曜日)

---

### 議事日程(第6号)

平成18年6月27日 午前10時開議

- 日程第1 議案第62号 南丹市総合振興計画審議会条例の訂正の件 (市長提出)
- 日程第2 報告第8号から報告第15号まで及び議案第62号から議案第146号まで  
(市長提出)
- 日程第3 議案第149号、議案第150号 (市長提出)
- 日程第4 請願審査について
- 日程第5 意見書案について
- 日程第6 農業委員の推薦について
- 日程第7 閉会中の継続調査申出について
- 日程第8 議員の派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第62号 南丹市総合振興計画審議会条例の訂正の件 (市長提出)
- 日程第2 報告第8号 専決処分の承認について(南丹市税条例の一部改正について)  
(市長提出)
- 報告第9号 専決処分の承認について(南丹市都市計画税条例の一部改正について)  
(市長提出)
- 報告第10号 専決処分の承認について(南丹市国民健康保険税条例の一部改正について)  
(市長提出)
- 報告第11号 専決処分の承認について(平成17年度南丹市一般会計補正予算(第2号))  
(市長提出)
- 報告第12号 専決処分の承認について(平成17年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号))  
(市長提出)
- 報告第13号 専決処分の承認について(平成17年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第2号))  
(市長提出)
- 報告第14号 専決処分の承認について(平成17年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号))  
(市長提出)
- 報告第15号 専決処分の承認について(平成18年度南丹市一般会計補正予算(第1号))  
(市長提出)

- 議案第 6 2 号 南丹市総合振興計画審議会条例の制定について (市長提出)
- 議案第 6 3 号 南丹市国民保護協議会条例の制定について (市長提出)
- 議案第 6 4 号 南丹市市営バス事務所条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 6 5 号 南丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 6 6 号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 6 7 号 南丹市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 6 8 号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 6 9 号 南丹市過疎地域自立促進市町村計画(後期計画)の策定について (市長提出)
- 議案第 7 0 号 平成 1 8 年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定書締結について (市長提出)
- 議案第 7 1 号 南丹市美山大野ダム公園設置条例の制定について (市長提出)
- 議案第 7 2 号 南丹市美山知井会館条例の制定について (市長提出)
- 議案第 7 3 号 南丹市美山知井地域拠点施設条例の制定について (市長提出)
- 議案第 7 4 号 南丹市美山都市農村交流活性化施設(百日紅)条例の制定について (市長提出)
- 議案第 7 5 号 南丹市美山平屋生産物直売施設条例の制定について (市長提出)
- 議案第 7 6 号 南丹市美山江和長期滞在施設条例の制定について (市長提出)
- 議案第 7 7 号 南丹市八木防災センター条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第 7 8 号 南丹市コミュニティプラザよしとみ条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第 7 9 号 南丹市基幹集落センター条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第 8 0 号 南丹市八木デイサービスセンター条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第 8 1 号 南丹市八木バイオエコロジーセンター条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第 8 2 号 南丹市美山高齢者女性等生きがい発揮促進施設条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第 8 3 号 南丹市美山かやぶき美術館条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第 8 4 号 南丹市美山地域活性化総合交流施設条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第 8 5 号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- (市長提出)
- 議案第86号 南丹市国際交流会館条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第87号 南丹市情報センター条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第88号 南丹市地域情報通信ネットワーク施設条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第89号 南丹市園部女性の館条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第90号 南丹市スプリングスひよし条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第91号 南丹市立小規模通所授産施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第92号 南丹市美山上平屋火葬場条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第93号 南丹市日吉森林総合利用施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第94号 南丹市道の駅(京都新光悦村)条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第95号 南丹市日吉山の家設置条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第96号 南丹市美山かやぶきの里拠点施設条例の全部改正について  
(市長提出)
- 議案第97号 南丹市美山芦生山の家条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第98号 南丹市八木農村環境公園条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第99号 南丹市社会体育施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第100号 南丹市八木スポーツフォアオール施設条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第101号 南丹市自治振興会館条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第102号 南丹市日吉胡麻コミュニティセンター条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山大野ダム公園)  
(市長提出)
- 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山知井会館)  
(市長提出)
- 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山知井地域拠点施設)  
(市長提出)
- 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山都市農村交流活性化施設(百日紅))  
(市長提出)
- 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山平屋生産物直売施設)  
(市長提出)
- 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山江和長期滞在施設)  
(市長提出)
- 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市八木防災センター)  
(市長提出)

- 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市コミュニティプラザ  
よしとみ）（市長提出）
- 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山基幹集落センタ  
ー）（市長提出）
- 議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木デイサービスセ  
ンター）（市長提出）
- 議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木バイオエコロジ  
ーセンター）（市長提出）
- 議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山高齢者女性等生  
きがい発揮促進施設）（市長提出）
- 議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山かやぶき美術  
館）（市長提出）
- 議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市国際交流会館）  
（市長提出）
- 議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市情報センター）  
（市長提出）
- 議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市園部女性の館）  
（市長提出）
- 議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市スプリングスひよ  
し）（市長提出）
- 議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市立小規模通所授産施  
設）（市長提出）
- 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山上平屋火葬場）  
（市長提出）
- 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉森林総合利用施  
設）（市長提出）
- 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅(京都新光悦村)）  
（市長提出）
- 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉山の家）  
（市長提出）
- 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山かやぶきの里拠  
点施設）（市長提出）
- 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山芦生山の家）  
（市長提出）
- 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木農村環境公園）  
（市長提出）

- 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市社会体育施設(八木地域)） (市長提出)
- 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市社会体育施設(美山地域)） (市長提出)
- 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木スポーツフォアオール） (市長提出)
- 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木神吉地区自治振興会館） (市長提出)
- 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木西地区自治振興会館） (市長提出)
- 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木南地区自治振興会館） (市長提出)
- 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木北地区自治振興会館） (市長提出)
- 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉胡麻コミュニティセンター） (市長提出)
- 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山地域活性化総合交流施設） (市長提出)
- 議案第137号 平成18年度南丹市一般会計補正予算（第2号） (市長提出)
- 議案第138号 平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第1号） (市長提出)
- 議案第139号 平成18年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号） (市長提出)
- 議案第140号 平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） (市長提出)
- 議案第141号 平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号） (市長提出)
- 議案第142号 京丹波町と南丹市との間の障害者介護給付費等支給認定審査会に係る事務委託に関する協議の件 (市長提出)
- 議案第143号 南丹市美山町自然文化村条例の制定について (市長提出)
- 議案第144号 南丹市美山研修センターやまびこ堂条例の制定について (市長提出)
- 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山町自然文化村） (市長提出)
- 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山研修センターやまびこ堂） (市長提出)

日程第3	議案第149号 助役の選任につき同意を求めることについて	(市長提出)
	議案第150号 助役の選任につき同意を求めることについて	(市長提出)
日程第4	請願審査について	
日程第5	意見書案について	
日程第6	農業委員の推薦について	
日程第7	閉会中の継続調査申出について	
日程第8	議員の派遣について	

---

#### 出席議員（26名）

1番 仲 絹 枝	2番 大 西 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 仲 村 学	9番 中 川 幸 朗
10番 小 中 昭	11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日 出 夫
13番 矢 野 康 弘	14番 森 嘉 三	15番 外 田 誠
16番 片 山 誠 治	17番 中 井 榮 樹	18番 西 村 則 夫
19番 井 尻 治	20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治
22番 八 木 眞	23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治
25番 村 田 正 夫	26番 高 橋 芳 治	

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	事 業 部 長	松 田 清 孝
福 祉 事 務 所 長	永 口 茂 治	水 道 事 業 所 長	井 上 修 男
教 育 次 長	東 野 裕 和	総 務 財 政 課 長	伊 藤 泰 行
企 画 情 報 課 長	小 寺 貞 明	税 務 課 長	橋 本 早 百 合
合 併 調 整 室 長	大 野 光 博	市 民 課 長	吉 田 進
健 康 課 長	大 内 早 苗	土 木 建 築 課 長	川 勝 芳 憲

都市計画課長	西岡克己	農林商工課長	神田衛
上水道課長	寺尾吾朗	下水道課長	栃下孝夫
教育総務課長	榎本泰文	学校教育課長	勝山美恵子
社会教育課長	波部敏和	出納課長	寺尾眞知子
農業委員会事務局長	川辺清史	園部支所長職務代理者	山内明
		園部支所地域総務課長	

---

## 午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達しておりますので、これより6月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

それでは、本日の日程に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1 議案第62号

○議長（高橋 芳治君） 日程第1、議案第62号「南丹市総合振興計画審議会条例の訂正の件」を議題といたします。

佐々木市長から、議案第62号、南丹市総合振興計画審議会条例の訂正の理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第62号、南丹市総合振興計画審議会条例の制定についての事件訂正請求書について、ご説明を申し上げます。

本請求の内容につきましては、平成18年6月6日の定例会当初に提案をいたしました議案第62号、南丹市総合振興計画審議会条例の制定についてにつきまして、条例案第2条第2項において、審議会は前項の規定に基づく答申に付随し、または担任する事項の範囲内において建議することができる」と規定をいたしておりましたが、過日ご開催いただきました総務常任委員会におきまして、第2条第1項の調査審議をいただくなかで十分ご意見等を拝聴することができるのでは、とのご意見を賜るなかで第2条第2項を削除させていただくために、南丹市議会会議規則第19条第1項の規定に基づき、事件訂正要求書を提出させていただいたものであります。つきましては、事件の訂正につきまして、ご配慮を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号「南丹市総合振興計画審議会条例の訂正の件」については、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号「南丹市総合振興計画審議会条例の訂正の件」については、これを承認することに決しました。

ここで暫時休憩とします。

10時15分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

この間、総務常任委員会が開催されますので、委員各位は委員会室にお集まり願います。

#### 午前10時02分休憩

.....

#### 午前10時14分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行します。

-----

#### 日程第2 報告第8号から報告第15号まで及び議案第62号から議案第146号まで

○議長（高橋 芳治君） 日程第2「報告第8号から報告第15号まで及び議案第62号から議案第146号まで」を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（谷 義治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました報告第8号、専決処分の承認について、南丹市税条例の一部改正について、以下、議案番号のみで件名は省略させていただきますことを、まずもってお許しを賜っておきたいと思っております。報告第9号、報告第11号、報告第15号、議案第62号から議案第69号、議案第71号から議案第73号、議案第77号から議案第79号、議案第82号、議案第83号、議案第85号から議案第89号、議案第96号、議案第97号、議案第99号から議案第105号、議案第109号から議案第111号、議案第114号から議案第118号、議案第125号、議案第126号、議案第128号から議案第135号、議案第137号及び議案第139号の54議案について、総務常任委員会の審査の結果を報告いたします。

まず、議案番号第62号については、当委員会では質疑を行った結果、第2条第2項の規定は同条第1項で十分意見や希望を述べるので、あえて建議という難解



な言葉を条例で使用することは法から照らしても疑義が残るので再考を促し、本日事件訂正請求書提出と相成ったところであり、本日訂正案の提出を承認願ったところであります。

次に、指定管理者制度に係りまして条例の制定、改正及び指定管理者の指定に関する条例について、一言申し上げておきたい点がございます。

公の施設の設置条例が今日まで制定されていなかった点については、曖昧な行政執行が行われているとの危惧をもち、チェック機能が働いていないのではないかと、行政執行にあたる職員は事務執行を適性に行うことが常に求められていることを、今一度、認識され、注意を払い、二度とこのような不適正な行政が行われないことを強く求めました。

次に、今回の指定管理者の指定にあたっては公募ではなく、従前の踏襲の形で指定するものであるが、議会の審議に付するにあたっては判断材料が乏しいなかで、指定管理者導入が適当か、また指定管理者がその施設にとって相応しいのか、すなわち事業適格性や能力、その他委託料金など議会で審議し、判断が求められていることに適応した資料は少なく、今回の提案が法の狙っている精神に合致するのか、判断が困難な点も指摘をしながら、行政執行者の真剣な検討と手続き上の抜かりなき精査なり、今回の公募によらない手続きが適切なのか等々質疑を行ってまいりました。今回の措置は9月から実施するという状況下にあること、今まで施設を管理している経過、施設設置に関わって、管理団体を立ち上げた経過を考慮したこと等々の説明を受け、また、公募の問題については留意していく旨、回答を得たことを前提にして、採決を行ったことを特に申し述べておきたいと思っております。

当委員会へ議案54件が6月16日の本会議において付託され、6月19日、6月20日及び6月27日の総務常任委員会を開催いたしまして、慎重審査し、採決をいたしました。報告第8号、報告第9号、報告第11号及び報告第15号の報告4件は、全員が承認されました。議案第62号、議案第64号から議案第69号、議案第71号から議案第73号、議案第77号から議案第79号、議案第82号、議案第83号、議案第85号から議案第89号、議案第96号、議案第97号、議案第99号から議案第105号、議案第109号から議案第111号、議案第114号から議案第118号、議案第125号、議案第126号、議案第128号から議案第135号、議案第137号及び議案第139号の49議案は、全員が賛成され、可決すべきものと決しました。また、議案第63号は多数が賛成され、可決すべきものと決しました。その結果を議長に報告いたしました。その報告書はお手元に配布のとおりであります。

以上をもちまして、総務常任委員会の審査経過と結果の報告とさせていただきます。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて、中川産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（中川 幸朗君）** 皆さん、おはようございます。

産業建設常任委員会に付託をされました議案についての審査の経過概要と、その結果を報告いたします。本件につきましては、平成18年6月20日に委員会を開き、審査

を行いました。また、審査の結果についてはお手元に配布いたしました委員会審査報告書のとおりであります。

まず、報告第11号、平成17年度南丹市一般会計補正予算（第2号）及び報告第14号、平成17年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、専決処分の承認を求めるものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって承認すべきものと決しました。

次に、議案第137号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第2号）については、本委員会所管分で農林水産業費での農業振興事業、土地改良事業、森林整備事業、商工費での企業支援事業、都市と農村との交流事業の予算計上と、土木費での道路新設改良事業、河川改良事業、土地区画整理事業の追加予算であり、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号、平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、職員の人事異動及び受託工事に係る補正による追加であり、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号、平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、職員の人事異動及び受託工事、並びに雨水排水事業に係る補正による追加であり、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、平成18年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定書締結については、板野川の河川改修に伴い、JR吉富駅構内の橋りょう工事等をJR西日本に施工委託するための協定を行うものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、南丹市美山都市農村交流活性化施設(百日紅)条例の制定について、以下については議案番号のみとし、件名については省略させていただきますことをお許し願います。議案第75号、議案第76号、議案第81号、議案第84号、議案第90号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第98号、議案第143号、議案第144号の12件については、南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例が施行されたことに伴い、公の施設のうち指定管理者制度を導入する施設について、指定管理制度に必要な事項を定めるための条例を制定、全部改正及び一部改正を行おうとするものであり、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。

なお、議案第74号、75号、76号、143号、144号の5件の条例制定については、本来、新市発足時に条例制定がなされるべきものであり、合併の経過の中で種々の理由があるにせよ、今日まで条例制定が遅れていたことについては大変遺憾であり、今後、遵法精神に則った行政執行がされるとともに、行政のチェック機能がしっかりと機能する体制づくりが望まれることを申し添えておきます。

次に、議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第113号、議案第119号、議案第122号、議案第123号、議案第124号、議案第127号、議案

第136号、議案第145号、議案第146号の12件については、各南丹市公の施設の運営管理についての、現在の南丹市の地域性、経済性等総合的な判断の中で指定管理者の公募を行わず、今日まで公の施設を運営管理することで地域振興に大きなリーダーシップを形成したり、地域活性化の原動力となったり、住民生活に大きく貢献してきた各団体等を指定管理者として指定をしようとするものであり、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決しました。しかし、本来指定管理者の制度は多様化する住民ニーズに効果的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としております。今回の公の施設の指定管理者の指定はすべて指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた団体へ指定管理者を指定するものであり、新市発足直後であり、全市的な均衡を図っていくためには一定期間、このような施策のあり方も必要かと思われませんが、今後南丹市の行政改革の推進の中で、公平・公正な公の施設に係る指定管理者制度の導入に関する基本方針をしっかりと示されるべきであると考えます。期間を区切るなかで民営化するもの、直営のもの、公募するもの、特別の条件を付して公募するもの、公募せず特定するもの等、施設ごとの検討が望まれます。また、指定管理者の制度を導入した施設の経営の責任については、指定管理者に帰するものであるが、常に情報を収集するなかで適性運営と経営改善を指導することは市の責務であり、各施設でのこのことに、今後しっかりと心がけた運営をお願いしたいと考えます。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました全議案に対する審議結果の報告といたします。平成18年6月27日。南丹市議会議長、高橋芳治様。産業建設常任委員会委員長、中川幸朗。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて、松尾厚生常任委員長。

**○厚生常任委員長（松尾 武治君）** 皆さん、おはようございます。

それでは厚生常任委員会に付託されました議案のうち、議案第112号、120号、121号と関連する80号、91号、92号につきましては、法期限を考慮して議決を求めていることになっておりますけれども、自治法で示されております公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき、と指定目的が示されておりますので、指定管理者を指定する南丹市の指定目的、条例、委託契約等の整合性について、厚生常任委員会におきまして引き続き精査していくことを前提に、提案されました議案の審査結果を報告いたします。

議案第80号、南丹市八木デイサービスセンター条例の全部改正について、議案第112号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木デイサービスセンター）、議案第91号、南丹市立小規模通所授産施設条例の一部改正について、議案第120号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市立小規模通所授産施設）、議案第92号、南丹市美山上平屋火葬場条例の一部改正について、議案第121号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山上平屋火葬場）、以上の6議案は挙手全員で可決いた

しました。

報告第10号、専決処分の承認について（南丹市国民健康保険税条例の一部改正について）、報告第11号、専決処分の承認について（平成17年度南丹市一般会計補正予算(第2号)）、報告第12号、専決処分の承認について（平成17年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)）、報告第13号、専決処分の承認について（平成17年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)）、以上の4議案は挙手全員で承認いたしました。

議案第137号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第2号）、議案第138号、平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）、議案第142号、京丹波町と南丹市との間の障害者介護給付費等支給認定審査会に係る事務委託に関する協議の件、以上3議案は挙手全員で可決いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告といたします。厚生常任委員会委員長、松尾武治。

**○議長（高橋 芳治君）** 以上で、各常任委員長の報告は終了しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

3番、高野美好議員。

**○議員（3番 高野 美好君）** 日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、議案第63号、南丹市国民保護協議会条例の制定につきまして、反対の立場から討論をいたします。

平成15年の武力攻撃事態法に基づき、平成16年に国民保護法をはじめ米軍支援法、特定公共施設利用法など関連7法が制定をされました。本条例案はこの有事法制の具体化として、本市の国民保護計画の諮問機関としての国民保護協議会を設置する条例として提案をされております。総務常任委員会で本協議会の委員は、防災会議委員とほぼ重複する委員を選任をすると答弁をされておりますが、災害救助における住民避難計画と国民保護計画とは根本的に違うものであります。その違いの第1は、国民保護計画は米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画ということであり、政府は有事と災害の国民保護、救援計画の相違点は何かとの質問に対して「災害は地方が指導するのに対して、有事法制は国が指導する」と説明をいたしております。つまり有事法制に基づく国民保護や住民の避難の計画は、米軍や自衛隊が主導することになるわけであり、第2の相違点は、国民保護計画はアメリカの戦争に地方自治体や公共機関、その労働者を動員をする計画だということであり、病院や学校、公民館など市の施

設を米軍・自衛隊に提供したり、医療関係者や移送業者などを動員をする計画をつくることになるわけであります。第3の違いは、国民保護計画は国民の自由と権利を侵害する計画になるということであります。アメリカの戦争への従事命令や国民の土地・建物の強制収容、物資の強制収容が国民の自由や権利の侵害につながることは明らかであります。このような危険な国民保護計画策定に道を開く、国民保護協議会設置を定めようとする本条例案については、賛成をしかねるものでございます。少なくとも継続審議とすべき案件であることを申し上げて、反対の討論といたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて21番、松尾武治議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** それでは、議案第137号、南丹市一般会計補正予算第2号について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は佐々木市長が手がける最初の予算で、厳しい財政状況の中で4町の連帯感を構築する情報網の整備など、積極的な予算編成を行っていただいております。新市建設計画の財政計画によると、歳入歳出は216億5,000万円と示されていますが、骨格予算といわれる当初予算で214億6,000万円となり、今回の補正額31億3,500万円を加えると246億6,300万円となります。財政計画と比較すると21億6,500万円のオーバーとなり、財源を基金から繰り入れて賄う予算となっております。合併協議で議論された財政計画を大きく上回る予算編成となったことには、何が起因するのか、また市長が施政方針で示されているまちづくりを実現するためにも、歳入を基金依存体質とならない財政計画を示す必要もあると思います。旧町から継続している事業は4町の均衡のある発展にどのような事業効果が得られるのか、再点検を行うとともに本庁舎での複雑な組織を、住民の皆さんに分かりやすい組織体制に改善し、組織のスリム化が必要とも考えております。財政的に厳しいなかでの市政運営が想定されますが、京都府や国との連携を深めていただき、効率のよい市政運営に望みを託しまして、賛成の討論といたします。

**○議長（高橋 芳治君）** 続いて11番、川勝儀昭議員。

**○議員（11番 川勝 儀昭君）** 公の施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

指定管理者の指定について、各4町それぞれ多くの公の施設がその指定を受けるべく議案が数多く提出をされております。地域の公民館やコミュニティ的な施設、そして多額の予算を計上して事業を行うものまで多岐にわたっております。また、産業の振興と都市との共存や地域の交流や憩いの場として活用されるものから、福祉の向上、学園都市づくり、また健康増進や地元産業の振興、環境問題に対応したもの等々、その目的も多種多様であります。指定管理者の指定をすることにより、行政の負担が軽減されなければなりません。税金を投入した公の施設である以上、公的な事業展開が必要であります。法期限を考慮し、今議会において議決を求めることとなりましたが、自治法で「公の施設の設置の目的を効率的に達成するために必要があると認めるとき」と、指定目的

が示されておりますので、指定管理者を指定する南丹市の指定目的と条例、委託契約等との整合性を今後引き続き精査し、特に多額の血税の委託料を支払う指定管理者においては、その業務内容や財務状況、経営状況まで行政がきめ細かく把握し、状況によっては指導できることを前提としていくべきであります。今回の指定管理者制度については、ただいま各委員長が述べられているとおり、条件や前提をつけたり、また公募案も含めて不備な面が数多くあることを申し添えて、私の指定管理者の指定についての賛成討論といたします。

○議長（高橋 芳治君） ほかに討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、討論を終結いたします。  
これより順次採決いたします。

まず、報告第8号から報告第15号まで、専決処分承認案8件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第62号から議案第146号までのうち、議案第63号を除く条例の制定等84件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋 芳治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第149号、議案第150号

○議長（高橋 芳治君） 日程第3、議案第149号及び議案第150号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

**○市長（佐々木 稔納君）** それでは、ただいま上程をいただきました追加提案をいたしました議案第149号から議案第150号の助役の選任につき同意を求める件について、ご説明を申し上げます。

私はこのお二人の助役就任によりまして、新しい南丹市のまちづくりや、開かれた公正な市政が一層推進できるものと考えておるところでございます。

まず、議案第149号の仲村脩氏を助役に選任する件でございますが、仲村氏におかれましては平成3年7月より日吉町の学識経験の監査委員として就任され、その後、日吉町議会に1期在職されたあと、のち平成11年4月より日吉町長として地方自治に携わってこられました。その間、園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会の副会長として、4町の合併に向けまして幾多の課題の解決にご尽力をいただいております。さらに南丹市の発足に伴い、新たな市長が選出されるまでの間、南丹市長職務執行者として合併後の市政推進にご尽力をいただいております。その豊かな経験を新しい南丹市の進展のために、総務部門及び収入役の事務を担当いただく助役として發揮していただけるものと、確信をいたしております。何とぞ仲村脩氏を助役に選任することにご同意を賜りたいと存じます。

次に、議案第150号の岸上吉治氏を助役に選任する件でございますが、岸上氏におかれましては、昭和58年11月より3期12年間にわたりまして八木町議会議員としてご活躍され、その間副議長、議長に就任されておりました。その後、平成14年5月より八木町長として地方自治に携わってこられました。その間、園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会の副会長として、4町の合併に向けまして幾多の課題の解決にご尽力をいただいております。その豊かな経験を新しい南丹市の進展のために、福祉事業部門の事務を担当していただく助役として發揮していただけるものと、確信をいたしております。何とぞ岸上吉治氏を助役に選任することにご同意を賜りたいと存じます。

ご審議いただき、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（高橋 芳治君）** 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本件については、人事に関するものでありますので委員会付託及び質疑、討論を省略の上、ただちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び質疑、討論を省略の上、ただちに採決に入ることを決しました。

これより順次、採決いたします。

まず、議案第149号、助役の選任につき同意を求めることについてを採決いたしま

す。

この採決は記名投票をもって行います。

暫時休憩いたします。

### 午前 10 時 52 分休憩

.....

### 午前 10 時 53 分再開

○議長（高橋 芳治君） 休憩を解き、会議を続行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋 芳治君） ただいまの出席議員数は 24 人であります。

投票用紙を配布いたします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は白票、否とする諸君は青票を、1 番、仲絹枝議員から議席番号順に順次投票をお願いします。

（投票）

○議長（高橋 芳治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（高橋 芳治君） 開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、仲絹枝議員及び 4 番、森為次議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（高橋 芳治君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 24 票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち賛成 24 票。

1 番、仲絹枝君、2 番、大面一三君、3 番、高野美好君、4 番、森為次君、5 番、川勝眞一



君、6番、末武徹君、7番、橋本尊文君、8番、仲村学君、9番、中川幸朗君、10番、小中昭君、11番、川勝儀昭君、12番、藤井日出夫君、13番、矢野康弘君、14番、森嘉三君、15番、外田誠君、16番、片山誠治君、17番、中井榮樹君、18番、面村則夫君、19番、井尻治君、20番、村田憲一君、21番、松尾武治君、23番、谷義治君、24番、吉田繁治君、25番、村田正夫君。

反対0票。

以上のとおり、賛成全員であります。

よって、議案第149号「助役の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第150号「助役の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(高橋 芳治君) ただいまの出席議員数は24人であります。

投票用紙を配布いたします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は白票、否とする諸君は青票を、1番、仲絹枝議員から議席番号順に順次投票を願います。

(投票)

○議長(高橋 芳治君) 投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋 芳治君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番、仲村学議員及び11番、川勝儀昭議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(高橋 芳治君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち賛成24票。

1 番、仲絹枝君、2 番、大面一三君、3 番、高野美好君、4 番、森爲次君、5 番、川勝眞一君、6 番、末武徹君、7 番、橋本尊文君、8 番、仲村学君、9 番、中川幸朗君、10 番、小中昭君、11 番、川勝儀昭君、12 番、藤井日出夫君、13 番、矢野康弘君、14 番、森嘉三君、15 番、外田誠君、16 番、片山誠治君、17 番、中井榮樹君、18 番、面村則夫君、19 番、井尻治君、20 番、村田憲一君、21 番、松尾武治君、23 番、谷義治君、24 番、吉田繁治君、25 番、村田正夫君。

反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員であります。

よって、議案第 150 号「助役の選任につき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに決しました。

**○議長（高橋 芳治君）** ここで暫時休憩とします。

11 時 25 分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 午前 11 時 12 分休憩

.....

#### 午前 11 時 25 分再開

**○議長（高橋 芳治君）** 休憩前に引き続き、会議を続行します。

-----

#### 日程第 4 請願審査について

**○議長（高橋 芳治君）** 日程第 4、「請願審査について」を議題といたします。

総務常任委員会の請願審査結果報告は、お手元に配布の文書表のとおりであります。この際、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋 芳治君）** 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

出資法及び貸金業規制法の改正に関する請願は、委員長の報告は採択であります。本件、採択することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（高橋 芳治君）** 起立全員であります。

よって、本請願は採択と決しました。

-----

#### 日程第 5 意見書案について

○議長（高橋 芳治君） 日程第5、「意見書案」を議題といたします。

お手元配布のとおり、議案は1件であります。

事務局長に件名を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 芳治君） ただいまの件名の朗読で議案の内容は、ご承知願えたものと思  
います。

この際、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書案を起立により採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高橋 芳治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理については、議長に一任願います。

---

## 日程第6 農業委員の推薦について

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第6「農業委員の推薦について」を議題といたしま  
す。

農業委員会委員の任期が来る6月30日をもって満了することに伴い、農業委員等に関  
する法律第12条第2項の規定により議会が推薦する農業委員会委員はあらかじめ各  
会派幹事会でご協議いただき、お手元に配布いたしておりますとおり、議長において指  
名いたしたいと思えます。

本件については、まず谷口公男さんを指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めます。

次に、若井勝美さんを指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めます。

次に、磯部孝さんを指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認めます。

次に、東伊三生さんを指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認めます。

よって、指名のとおり4名を指名することに決しました。

---

### 日程第7 閉会中の継続調査申出について

○議長(高橋 芳治君) 日程第7、「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり取り計らうことにいたして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認め、さよう決めます。

---

### 日程第8 議員の派遣について

○議長(高橋 芳治君) 次に、日程第8「議員の派遣について」を議題といたします。

本件については会議規則第159条の規定によりお手元に配布のとおり、町村議会委員長研修会に議員を派遣することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認め、さよう決めます。

---

○議長(高橋 芳治君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

これにて平成18年第2回市議会6月定例会を閉会いたします。

ご苦勞でした。

なお、このあと議会運営委員会が開催されますので、委員諸侯には委員会室にお集まり願います。また、議会運営委員会終了後、引き続き同室において広報特別委員会が開催されますので、委員諸侯はよろしくお願いいたします。

以上であります。

**午前 11時29分閉会**

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 高橋 芳治

南丹市議会議員 仲 絹枝

南丹市議会議員 矢野 康弘